

三原市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、拠点性を生かした雇用創出による地域活性化や多様な人材が活躍できる地域社会の実現等の戦略的な施策を進める三原市と、全国ネットワークを生かして労働市場のセーフティーネットを担う厚生労働省広島労働局（以下、「広島労働局」という。）が相互に連携して、一体となった雇用対策を推進することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 三原市及び広島労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の具体的な取組の内容及び実施方法等を内容とする事業計画を定め、これを推進するものとする。

- (1) 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進
- (2) 若者への就職支援、女性の活躍促進に向けた取組
- (3) 高年齢者、障害者、外国人等に対する就職支援
- (4) 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援
- (5) UIターン就職の促進
- (6) 人材確保等に向けた取組
- (7) 雇用変動、雇用調整等に対する支援
- (8) その他三原市及び広島労働局が必要と認める事業

(要請等)

第3条 三原市長及び広島労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 三原市長及び広島労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(運営協議会の設置)

第4条 三原市及び広島労働局は、この協定に基づく事業を計画し、実施するため、三原市雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

2 運営協議会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催することとし、事業計画や実施状況のほか、事業の実施に必要な事項を審議するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、三原市及び広島労働局が相互に開示する情報については互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、三原市及び広島労働局は、誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、三原市長及び広島労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月29日

三原市長



厚生労働省広島労働局長

